

第 34 回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和 2 年 11 月 25 日(水)午前 9 時 30 分

浜田市弥栄支所 第 2 会議室 A B

1 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田マスエ
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	7 番 清水 康彦	8 番 中田 善喜
10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登	13 番 岡本 健治
15 番 柿元 信次	16 番 大谷 数義	17 番 佐々岡常喜	18 番 佐々木京子
19 番 玉田 一			

2 欠席委員

9 番 林 秀司	14 番 青葉 真		
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿	3 推 橋本 安延	4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 近重 邦昭
8 推 河野 恒弘	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 大崎 健太
13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文		16 推 奥迫 忠幸
17 推 原田 和義	18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行	

3 事務局出席職員

木屋事務局長 佐々木農地係長  
農林振興課 松本会計年度任用職員  
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 34 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>先般、JA の地区本部の方で農業まつりや産業まつりの野菜品評会がコロナの関係で一か所にて行われ、表彰式に出席しましたのでその報告をします。全品で 714 点出品があり、非常に優秀なものばかりでございまして、審査には木屋局長も参加され、JA や西部農林振興センターも審査をされ、それぞれ賞に入ったわけでございます。浜田市長賞には浜田の吉川さんの乾椎茸、西部農林振興センター長には横山の品川さんの西条柿、浜田市農業委員会会長賞には弥栄の田野島さんの大根が入ったということと、JA しまね組合長賞には金城の農事組合法人てごの里小国の米が入っております。いわみ中央地区本部長賞には金城の井上さんのショウガが入り、あと優秀賞や優良賞等々があったわけです。今年は天候にあまり恵まれませんでした。米もカメムシ被害があったりして良くなかったということでございます。特に、野菜については高温等によりまして病虫被害が発生し、全般的に農産物は芳しくなかったように思いますが、多数の出品があったことは、良かったと思います。以上で品評会発表の報告を終わります。</p> <p>本日の欠席は、9 番 林委員、14 番 青葉委員以上 2 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>なお、本日の議事録署名者は、15 番 柿元委員、16 番 大谷委員です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、8 件、10 筆、12,499 ㎡となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p>

	<p>公告日は11月27日を予定しており、利用権設定については開始日を令和2年12月1日以降としております。農用地利用集積計画(案)については、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>
会 長	<p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料3ページ、ゼンリン位置図は4ページと5ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段から2ページ下段までをご覧ください。申請地は、旭町今市の田畑です。場所は、浜田市旭支所周辺の森谷などです。この申請は、譲渡人から譲受人が親子間の贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は34a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>写真をご覧くださいと、農地として管理されていない筆もありますが、いわゆる生前贈与であるため、やむを得ない案件だと思われれます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上1件です。</p>

会 長	<p>ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、3番 宮崎委員、お願いします。</p>
3番 宮崎委員	<p>ただ今、事務局より説明があったように、親子間の贈与によるもので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第 3 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第 3 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、農地法第 4 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料 6 ページ、ゼンリン地図 7 ページ、図面番号②、現況写真は、3 ページ上段をご覧ください。申請地は、相生町の畑です。場所は、中央図書館から約 400m 北の 3-1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の庭及び倉庫であります。資料 8 ページには顛末書が添付されており、農地法に関する知識がなく、昭和 36 年ごろに無断で倉庫を整備されています。周囲には耕作されている農地はなく、影響は無いように思われます。</p> <p>農地法第 4 条申請については、1 件です。</p>

会 長	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、6番 松山委員お願いします。</p>
6番 松山委員	<p>先日、神田推進委員と事務局と現地確認に行きましたが、かなり前から倉庫が建っているらしく、仕方ないのではないかと思いますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第 4 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>
会 長	<p>では採決に入ります。</p> <p>第 4 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 4 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料 9 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 10 ページ、図面番号③、現況写真は、3 ページ中段をご覧ください。申請地は、生湯町の田です。場所は下府駅から約 350m 西の 1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、駐車場で、民家と民家の間にある農地のため、影響は少ないように考えられます。</p> <p>2号について説明します。申請地は、資料 9 ページ 2 段目、ゼンリ</p>

	<p>ン地図は 11 ページ、図面番号④、現況写真は、3 ページ下段をご覧ください。申請地は、浅井町の畑です。場所は浜田駅から約 330m 北西の 5-4 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 2 種住居地域で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、貸駐車場の計画があり、すでに周囲にアパートや住宅が建築されている状況であり、隣接地に農地はなく、大きな影響はないものと思われます。</p> <p>3 号について説明します。申請地は、資料 9 ページ 3 段目、ゼンリン地図は 12 ページ、図面番号⑤、現況写真は、4 ページ上段をご覧ください。申請地は、治和町の畑です。場所は周布駅から約 100m 北東の 2 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の近隣商業地域で、農地区分は第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅ですが、13 ページには顛末書が添付されており、すでに解体されていますが、倉庫を建築されていたようです。周囲は宅地化が進んでいる地域のため、影響は少ないように考えられます。</p> <p>農地法第 5 条申請については、以上 3 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、16 番 大谷委員、お願いします。</p>
16 番 大谷委員	<p>先日現地を確認しました。事務局の説明があったように民家と民家のちょうど挟まれた部分であります。ちょうど住民の方にお話を聞きましたら、現在はきれいに草などが刈ってありますが、最近まで雑草や木が生い茂っていたようで、写真の左の家から右の家はほとんど見えない状況にあったようです。農地として復元するにしても水利の件も難しいと思います。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2 号について、6 番 松山委員、お願いします。</p>
6 番 松山委員	<p>神田推進委員と事務局とで現場へ行ってみましたが、昔からかどうかわかりませんが、岩盤だったため、そもそも耕作には不向きだと思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>3 号について、私が担当のため、補足説明します。</p>

会 長	<p>先般、前田委員と現場に行きました。すでに周囲は宅地化になっておりまして、周布駅にも近くて環境的にはいい場所だと思います。顛末書の件もありますが、問題はないと判断いたしましたので報告します。</p>
会 長	<p>以上で、第 5 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。</p>
会 長	<p>無いようですので、採決に入りたいと思います。 第 5 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 26 年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1号は、資料 14 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 15 ページ、図面番号⑥、現況写真は、4 ページ中段をご覧ください。申請地は、瀬戸ヶ島町の畑です。場所は、浜田水産高校から約 270m 南西の 2 町内です。当該申請地は、昭和 27 年頃から雑種地になっているという案件です。</p> <p>2号は、資料 14 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 16 ページ、図面番号⑦、現況写真は、4 ページ下段をご覧ください。申請地は、穂出町の田です。場所は、美川公民館から約 1.5km 西の中場町内です。当該申請地は、年月日不詳により耕作はされておられず、原野化している案件です。</p>

	<p>転用統制外証明願は、以上2件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、6番 松山委員、お願いします。</p>
6番 松山委員	<p>写真に写っているように、碎石が敷いてあり、私が記憶している限り、現状のとおりのため、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>2号について、18番 佐々木委員、お願いします。</p>
18番 佐々木委員	<p>11月16日に永見推進委員と事務局とで現地を確認しに行きました。写真でお分かりのとおり、セイタカアオダチソウや笹が生えており耕作は困難だと思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。</p>
会 長	<p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。 1号は、資料17ページ、ゼンリン地図は18ページ、図面番号⑧、現況写真は、5ページをご覧ください。届出地は、三隅町三隅の田です。場所は、三保三隅駅から約270m西の岡崎です。この届出は、令</p>



	和2年12月18日から令和3年1月31日を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。 以上、報告します。
会 長	以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。
会 長	その他事務局からありましたらお願いします。
係 長	それでは、続きまして、お配りをさせていただいております、「農地機構だより」第25号について、しまね農業振興公社から説明していただきます。
振興公社 植本	(農地機構だより第25号の説明)
係 長	事務局からは、その他の報告などはありません。
会 長	そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。 ほかにありませんか。 皆さん、コロナウィルスやインフルエンザに気を付けていただき、健康には十分ご注意ください。 以上を持ちまして、第34回総会を終了します。

終了 午前10時05分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員